

欧洲サイバーレジリエンス法 「製造業者の報告義務(2026年9月先行適用)と 完全適用(2027年12月)に備える」

オンラインセミナー

2025年8月20日（水）13:00～13:45



事前登録制/無料

QRコード/下記URLよりお申込いただけます。

<https://client.eventhub.jp/form/60d5c8af-cf09-486c-928a-bb4fb04e3f07/formprofile?isTicketSelected=true>

■概要

昨年正式発効された「欧洲サイバーレジリエンス法（CRA）」は、広範なデジタル製品を対象としたセキュリティ規則です。製品・情報・工場の各セキュリティ領域に影響を及ぼすだけでなく、対応を怠れば巨額の罰金や欧州市場からの締め出しといった罰則が課せられます。

特に注目すべきは、2026年9月から適用される「出荷済み製品の脆弱性報告義務」です。これは2027年12月の完全適用に先立ち、今すぐに対応を始めなければ間に合わない重要なステップです。また、2027年12月からは完全適用され、技術文書を作成することが求められます

本セミナーでは、製造業者が取るべき具体的な対応策を、わかりやすく紹介します。

まだ対応策ができていないお客様や、現在の対応策に不安を抱えるお客様におすすめのセミナーです。

■講演内容

| 時間 | 講演内容 |
|--------------------------|---|
| 【第一部】 13:00- 13:30 | 『欧洲サイバーレジリエンス法における 出荷済み製品の脆弱性報告義務の先行適用に備えて』 2026年9月から先行適用される「出荷済み製品の脆弱性報告義務」は、製造業者にとって見過ごせない重要な転換点です。CRAの全体感と今から取るべき対応策について、ご紹介します。 |
| 【第二部】 13:30- 13:45 | 『欧洲サイバーレジリエンス法の完全適用に向けて 技術文書の作成に備えて対応すべきこと』 2027年12月に完全適用されると、製造業者は技術文書を作成する必要があります。技術文書を作成するにあたり対応すべきことをご紹介します。 |

■講師紹介



NEC デジタルデリバリーサービスビジネスユニット
コンサルティングサービス事業部門 マネジメントコンサルティング統括部
ISDグループ 相原督弘

製造メーカーにて組み込み系製品の開発に従事する中、設計・開発フェーズの製品セキュリティの活動に10年携わる。その後、PSIRTにて、脆弱性情報の監視・分析、製品構成情報DB、脆弱性情報管理DB等のITシステムの構築に4年携わる。2024年1月より現職。

お問い合わせは、下記へ

NEC 製造ソリューション事業部門 イベント事務局
〒108-8001 東京都港区芝5丁目7-1
E-mail : nec-blustellar@seizo.jp.nec.com



\Orchestrating a brighter world

※コンサルティング会社や競合企業、個人の方については、
参加をお断りさせていただく場合もございますので、ご了承ください。